

# 藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施要綱

制定 平成29年 3月31日

改正 令和 4年 3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市支えあう地域づくり活動事業（以下「本事業」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 地域の縁側事業「基本型」

次の2つの機能を備えている居場所を運営する事業

ア 誰もが気軽に立ち寄れる居場所（高齢者、障がい児者、青少年、子ども等の多世代が集え、交流できる場所）が設けられていること。

イ 気軽に相談ができ、必要に応じて専門的な相談機関や必要な支援につながるような相談の仕組みができていること。

(2) 地域の縁側事業「特定型」

特定の利用対象者が自由に集え、交流できる居場所又は基本型の要件には合致しないものの、趣旨が同じで交流できる居場所を運営する事業

(3) 安全・安心ステーション事業

地域住民による防犯パトロールや児童生徒等の見守りなどの活動及びその拠点を運営する事業

(4) 地区ボランティアセンター事業

生活支援、居場所・交流活動等を通して、住民を主体とした地域支えあい活動の拠点を運営する事業

2 前項各号の事業の実施に関し、必要な事項については、各事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）に定めるものとする。

(事業の実施主体)

第4条 本事業のいずれか又は複数の事業を実施する団体は、事業実施要領に定めるものとする。

(事業実施の申請)

第5条 本事業のいずれか又は複数の事業を実施しようとする団体は、藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施申請書(第1号様式)及び事業実施要領に定める必要書類を、市が指定した期日及び方法により市長に申請しなければならない。なお、複数事業を実施する当該申請団体については、藤沢市支えあう地域づくり活動事業収支予算書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(審査等)

第6条 市長は、前条の規定により、本事業の実施申請があったときは、事業実施要領に定める方法により審査等を行い、その結果について、藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施通知書(第3号様式)により当該申請団体に通知するものとする。

(事業実施団体への支援)

第7条 市長は、前条の規定により、本事業の実施団体と決定された者(以下「事業実施団体」という。)に対し、事業実施要領に定める支援を行うものとする。

(事業内容の変更)

第8条 事業実施団体は、本事業のいずれか又は複数を変更しようとするときは、事前に藤沢市支えあう地域づくり活動事業内容変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。なお、事業実施団体が、第3条第1項に掲げる本事業のいずれか又は複数を実行しようとするときは、第5条の規定を準用する。

2 市長は、前項の規定により、本事業内容の変更申請があったときは、変更内容の適否を決定し、藤沢市支えあう地域づくり活動事業内容変更通知書(第5号様式)により当該申請団体に通知するものとする。

(事業の廃止)

第9条 事業実施団体が、本事業のいずれか又は複数廃止しようとするときは、藤沢市支えあう地域づくり活動事業廃止届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の取り消し)

第10条 市長は、事業実施団体が事業実施要領に定める要件に該当しなくなったとき又は効果的な事業展開がされていないと認められるときは、事業実施団体の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により事業実施団体の決定を取り消すときは、藤沢市支えあう地域づくり活動事業取消通知書（第7号様式）により当該団体に通知するものとする。

(事業報告)

第11条 事業実施団体は、本事業の実施状況を四半期ごとにまとめ、事業実施要領に定める方法により市長に報告しなければならない。

2 事業実施団体は、当該年度の本事業の実績をまとめ、事業実施要領に定める方法により市長に報告しなければならない。なお、複数事業を実施している事業実施団体は、藤沢市支えあう地域づくり活動事業収支決算書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業実施団体に対する調査等)

第12条 市長は、本事業の運営に関し、必要があると認めるときは、事業実施団体に対し運営状況等について、調査、確認等を行うことができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市支えあう地域づくり活動事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 藤沢市地域の縁側事業実施要綱（平成27年2月1日制定）、藤沢市安全・安心ステーション事業実施要綱（平成28年3月25日制定）及び藤沢市地区ボランティアセンター事業実施要綱（平成28年3月25日制定）（以下これらを「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行日前に、旧要綱の規定により事業実施団体とする旨の通知を受けた団体は、第6条の規定により事業実施団体とする旨の通知を受けた団体とみなす。
- 4 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、旧要綱の規定により補助金の交付を受けた団体の事業実績報告等については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施申請書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
所在地	
団体名	
代表者名（役職）	
次のとおり申請します。	
団 体 名 称	
申 請 事 業	地域の縁側事業「基本型」
	地域の縁側事業「特定型」
	安全・安心ステーション事業
	地区ボランティアセンター事業
設 立 年 月 日	年 月 日
実 施 場 所	
添 付 書 類	

※ 添付書類については、各事業実施要領を参照してください。

第2号様式（第5条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業収支予算書

(収入の部)

(円)

区分	予算額	摘要
合 計		

(支出の部)

(円)

区分	予算額	補助金充当額	摘要
合 計			

第3号様式（第6条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施通知書

年（平成 年） 月 日	
様	
藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫	
次のとおり通知します。	
申 請 事 業	地域の縁側事業「基本型」
	地域の縁側事業「特定型」
	安全・安心ステーション事業
	地区ボランティアセンター事業
通 知 事 項	<input type="checkbox"/> 実施団体とする （事業名： ）
	<input type="checkbox"/> 実施団体としない （実施団体としない理由： ） （事業名： ）
実施団体とする 場 合 の 要 件 等	1 事業実施にあたっては、藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施要綱の規定を遵守すること。

第4号様式（第8条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業内容変更承認申請書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
所在地	
団体名	
代表者名（役職）	
次のとおり申請します。	
変 更 年 月 日	年 月 日
申 請 事 業	地域の縁側事業「基本型」
	地域の縁側事業「特定型」
	安全・安心ステーション事業
	地区ボランティアセンター事業
変 更 理 由	
変 更 内 容	
添 付 書 類	

※ 添付書類については、当初申請から変更が生じたものについて、すべて提出してください。

第5号様式（第8条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業内容変更通知書

年（平成 年） 月 日	
様	
藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫	
次のとおり通知します。	
申 請 事 業	地域の縁側事業「基本型」
	地域の縁側事業「特定型」
	安全・安心ステーション事業
	地区ボランティアセンター事業
通 知 事 項	<input type="checkbox"/> 事業内容の変更を承認する （事業名： ）
	<input type="checkbox"/> 事業内容の変更を承認しない （承認しない理由： ） （事業名： ）
実施団体とする 場合の要件等	1 事業実施にあたっては、藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施要綱の規定を遵守すること。



第7号様式（第10条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業取消通知書

年（平成 年） 月	
日	
様	
藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫	
次のとおり通知します。	
団 体 名 称	
申 請 事 業	地域の縁側事業「基本型」
	地域の縁側事業「特定型」
	安全・安心ステーション事業
	地区ボランティアセンター事業
事業実施場所	
取 消 理 由	

第8号様式（第11条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業収支決算書

(収入の部)

(円)

区分	決算額	摘要
合計		

(支出の部)

(円)

区分	決算額	補助金充当額	摘要
合計			

